貞丈雜記

十五

曾
2
15

ワ 3
6188
15

6188 15

貞丈雜記巻之十五

鳥目類之部目録

一 錢の事
一 鳥目鵝眼と云事 三ヶ条
一 大判小判金銀之事 四ヶ条
一 古の物の價之事
一 永錢之事
一 知行何石之事
一 料足要脚之事
一 古へ金銀通用無之事
一 悪錢の事
一 丁百之事
一 南鐐之事 二ヶ条

鷹類之部目録

一 鷹ハ武家故実ニ非ル事
一 兄鷹の事
一 兒鷹の事
一 さしハの事
一 兒隼
一 片がへり
一 諸片かへり
一 網がけ
一 巣まハり
一 鷹ハ男子ふさき事
一 白鷹の事
一 雀鷂之事
一 かわさい
一 若鷹
一 諸かへり
一 鳥屋
一 一鳥屋
一 山がへり
一 野され
一 小山かへり
一 鳥屋の事
一 鷹の鞭
一 おき縄
一 唐土まてハ知れさる事
一 山鵄かくる事
一 鷹の名ある事
一 おち毛
一 鷹の餌袋
一 巣鷹
一 さお姫かへり
一 角鷹
一 鷹飼の記
一 鷹の名染
一 公家にても尾てまかる事
一 政頼流 諏訪流
一 かいくり
一 たのきぬき
一 鷹餌袋寸法

一 鳥の首結やう 図
一 鷹一連と云事
一 みとりくさき
一 鷹を据る臂
一 鷹の長板 図
一 鷹乃せき緒
一 軍陣架之事
一 軍陣に据る事
一 奉神鷹之事
一 うさぎ餌結やう 図
一 禁野之事
一 こゐ様めとり
一 鷹の尾の名 図
一 鷹請取渡
一 別足之事
一 葬送の架之事
一 軍陣に老鶴を据替

数之部目録

一 祝儀七五三の数用る事
一 折一合と云事
一 銚子をハ一枝と云事
一 鎧一領と云事
一 鮭一尺 二ヶ条
一 弓を一張二張と云事
一 おのす尺を定る事
一 弦一條
一 蟇目一腰
一 神道八の数之事
一 一具と云事
一 鞍一口轡一口
一 冑一刎
一 弓ハ一ちやう二ちやうか
一 たうバかり
一 酒一献二献
一 うつ木一ツ二ツ
一 矢二筋を一手と云事

一 保侶を八一領と云
一 沙[illegible]を八一合と云
一 銚子之事
一 屏風のこと
一 簾のこと
一 輿一丁と云こと
一 繍幟地と云こと
一 屏風一よろひ

一 巻数を八一枚と云
一 香の数のこと
一 小袖のこと
一 [illegible]之こと
一 墨臙脂之こと
一 布絹などのこと
一 重衣の時の数を云事

言語之部目録

一 殿之字の事
一 何寺何院何軒等之こと
一 貝おほひのこと
一 縫箔と云事
一 そのゐ之事
一 浄るりのこと
一 [illegible]斜ると云こと
一 おねごおぢごおむこ
一 伯叔父母之こと
一 物忌物穢

一 様之字之事
一 歓楽と云こと
一 貴人食物のこと
一 かしこまる
一 上日之事
一 酒をくこん餅をかちん
一 あにきと云こと
一 お[illegible]じや人
一 縫合朔
一 仕合悪敷

一無分別
一尋常
一故實と云事
一花飾といふ事
一頓て聴ての字
一花を折と云事
一誘引を請る
一縁作と云事
一おこの木也
一渉の字
一比興と云事
一ものゝくと云事
一無是といふ詞
一武辺といふ事
一嫁くさと云詞
一雑事雑役
一たゝらく
一光駕光臨
一使の人
一今武家供と云事
一ごさんなれ
一料理と云事
一抑留と云事
一けいこと
一支證
一給時と云事
一参賀
一そばへまいる小舎人
一陳しゆ
一何とまそべい
一おかとあらん
一物惜と云詞
一古書にありきと云詞
一取申次
一叙用
一荷用
一されこと
一閑の事
一あやまる
一おえんや哉

一 いふづゝ　けらがう
一 まうる
一 面目
一 見參
一 さんさゆらめ
一 慮外
一 計會
一 みゆまひ
一 おかせる　法花寺
一 りんあし

一 具があき
一 火あやし
一 元興寺
一 經營
一 如法
一 意心
一 にのまかの
一 候まる
一 はさりすまき
一 りねなし

一 尫弱といふ詞
一 馬鹿者
一 尾籠と云詞
一 陰茎
一 入眼と云詞
一 香をゝ嗅く
一 思ひきこえ侍る
一 機嫌と云事

一 失礼
一 ゆめ〳〵　つら〳〵
一 屁こく
一 安否を問ふ詞
一 濫吹
一 たまふと云詞
一 音樂ある

以上

貞丈雜記巻之十五

伊勢貞友　司
千賀春城
岡田光大　校

鳥目類之部　金銀類此部ニ兼入

一錢(ゼニ)乃事を鳥目(テウモク)とも鵞目(ガモク)とも鵝眼(ガヽン)とも云ハ錢の形鵞といふ鳥の目に似たる故也眼ハまなこと云字にて目と同じ又青銅と云る錢ハ銅にて作る也其色ハ青くある故なり

一錢を料足(リヤウソク)とも要脚(ヨウキヤク)とも云女の詞にておあしと

云事料ハ物の代物の心也要ハかなめとよミて此物
なくてハならぬもの也足ても脚もあしとよむ字銭の
世上をめぐりありく事足あるがごとし依て料
足要脚なとゝ云也

一鳥目壹貫文を百疋といひ百文を十疋といふ事鎌倉
将軍の時代北條相模入道高時殊すくれて好との
者をききもあるなる中に犬を多く集めかゝ合せてたの
しみとす依て近國に申付て犬を求る事日々の事
なれハ後にハ近國に犬もなくなりしかより犬の代とて銭を
出されて遠國より犬を引よせなるところの犬の代とて出させたる
銭犬一疋の代十文宛出す十疋の代百文百疋の代壹貫文也
銭を何疋と云事是より始るとそ

一銭壹貫文を百疋といひ百文を拾疋と云事寺異雜談
に云（此書ハ室町殿の時代江州佐々木殿の家臣中村某なる者の記せる書也）料足十疋廿疋といふハ
昔犬追物の時河原者犬を出すに百疋を出して八壹貫とする
五十疋を出して八五百文とする也犬一疋ハ拾銭にあたる故に十銭
を一疋といひ百文を十疋といへり是犬追物より出たることと云々

一鳥目銭足と云事およそ記もなく或ハ高麗入道犬を集めし
より起るとも云或ハ犬追物より始るとも云携なるに東鑑
第三十三延應二年庚子九月廿日庚寅乃記文に云沙汰

人等ノ中任官之輩不勤行役事依有其恐召進用途之由今日有評定所謂左右衛門尉分人別百疋 左右兵衛尉分人別七十疋 左右近衛将監分人別三十疋 内舎人分人別廿疋 等也不供奉行幸等之為毎年役可進済云々 此文ハ藤原頼経将軍家人禁中ヨリ官位ヲ申シ受ケナカラ鎌倉ニ住居シテ禁中ノ御用ニ役ヲ勤サルハ恐レアルニ依テ其代ニ用途ヲ禁裏エ献ルヘキ旨定ラレタル也其官ニ依テ用途ノ多少本文ノ如シ用途ハ役義ヲ勤サル代リ鳥目ヲ出ス役銭也 古ハ金子小判小粒等ハ無く用途と云ハ用脚と云ふ同し鳥目の事也此時既ニ百疋三十疋杯の称あり延慶の年号ハ高時入道の比より七十年程以前之事をもて考れバ鳥目銭疋と云なる事時の犬の事より起るなとハあるまじき以前より既ニ称ある

事之奇異雑談の説ハ入道殿より始ると云を正しとすへし

一 古ハ物の代物ニも進物ニも鳥目ハかり用ひし也大判小判小粒杯こと云ものハ古ハなかりし也銀も今の丁銀ハなかりしよし金ハ砂金とて金山より金を取り出し白きさるに入れてあるを衣をおろそかに袋に入れて砂をゆりをとして金ハかりを見分て いまだ吹くしてずして茶の粉のこときある を袋に入て進物にしたる也旧記ニ砂金何両と云ハ秤の量目也大舘常興書札秘伝抄ニ金子三十両とあり書札条々ニ黄金五十両銀百両と在之 子と符号の如くには但不貴乾之道照愚草ニ云禁裏様江進物之事一ツとの時ハ沙鈑

一腰砂金十両ト法因録ニハ調進ノ由ニ有リ此時砂金ナレ
有リ皆黄金ニテ納ム法因録ニハ黄金ト石数調進
ト是等の旧記ニ黄金又金子なとあるハ今の大判
小判のやうにあらず板金等ノ金なとを切て遣物ニする事を
云依而と云ハ秤の目ニ板金と云ハ金を吹ひろけて盆
のごとく丸くして板の様にうすくおのおのにかたと云ふ
甲州ニ而ハ古棹金ひろくの事五枚十枚百枚とはいへ
折又ハ箸の如きなとにきざみて掛秤ニ而又只一枚二枚
も包事ニ而流蔵なとニて包をあけ正ず弐ずなとは
組み置事より出来事右之事金と云ハ竹流

しとも云金にても銀にても火にてとろして細き竹の筒
へ流し入て竿のやうにしたるを入用程切てつかひ
遣物なとにも是を用る也古ハ砂金も黄金も常の遣物
にハあらずまれの事也中古ハ多目ハかり通用して金銀も
銭ばかりにて何疋何足なとゝ折銭にて出して銭をば別に
折銭に替る所ありて是を今の如く折銭に小粒を
もちゆる事はなかりし也金銀通用なとハ天正年中の頃
より出来しか武田信玄甲州にて通用せられし也甲州
判と云金ありさしわたし五六分斗り丸くうすくし
たる物也今もたまく持伝へたる者あり

東照権現宮の御代慶長年中より佐渡の金山を初
諸国に金山出来て金銀殊の外多くなり大判小判
小粒の類も年々に増長して天下の財宝と成し
かの銭粒は減じたる也古ハ金銀少なかりし故金銀を物
の代物とせざりし也只今通用する事ハなく只金目
斗通用して銭物也

一 大判小判小粒ハ慶長元年より始まりし也是を慶長
金と云 丁銀も同時に始まる

一 いにしへハ四十六代孝謙天皇の御代天平勝宝元年
陸奥国より始て金を進上す

一 銀ハ四十代天武天皇御代白鳳三年三月対馬国より
始て銀を進上す

一 いにしへハ金ハ陸奥国小田と云所より出て万葉集
に家持の歌に天皇の御代さかえんとあづまなる陸奥
のく山にこかねの花さくとよめり此金花さくとよめ
るハ家も異なりにあり金花山のあるし庭訓往来
小異なる金とあり此比ハ金銀ハ太刀かく家證文外
のかぎりに用ひて物の代物に通用せらるゝハなかりし也

一 銭といふ字旧記になり 銭ノ字スミテヨムベシニゴリテハヨマズ 尺素往来に
乾鑿錫ノ小名田銭ニ過ル莫大之銭残天銭ニ其範

名田ト八文ノ田ト云事也昔ノ

相く天役ト八
禁裏ノ御用ノ
役ヲツトムル也

東鑑巻三十四ニ
云御禊大嘗會
ノ用途事毎田
地一段可進済
銭二百文之由宣
下セラル
季瓊日録永享
九年九月十八日
當院勝定院領
段銭免除之

混じ次第くとあり義教公御即位段銭の
事と旬段ハ段町の段あり段も町も田の坪数く上古
は八二十歩を一段とす 日本紀孝徳天皇の紀にみえたり 一歩八一坪也 六尺五寸四方也 後世ハ三
百歩を一段とす一段ごとにいくらと云て段銭と
いふハ田一段ずつに付て銭何程とさだめて出るを云也
宛割に因りてなり 親元日記に云 政所代蜷川新右衛門の日記なり 寛正六年八
月ノ記に云後小松院三十三年忌御佛事料禁裏御
料所美濃國伊自良段銭事 一段別拾疋宛令支
配之今月中可被進之若有難渋緩怠之族者
堅可被處罪科之由所被仰下也仍執達如件

寛正六年八月三日　散位之種
下野守貞基
伊勢守殿
伊勢伊勢守貞親也

右一段別拾疋ト八田壱反ニ付為目百文ヅヽ役銭ヲ出ス也
室町殿の日記ニ曰 貞丈云此室町日記ハ義晴公以後ノ日記也義晴公ノ末ヨリ義輝公時代秀吉ノ比マテヲ記シタル書ナリ平カナノ書ナリ
一中間衆の木綿三十五疋買取御役舟度三の上七十五
ふたたび清兵衛さつま木めんハ今ほど一疋壱貫六百
七匣の売買すでに過ぎたるものにてさうらふ木綿ん
まてハ壱貫ニ百究めらハ百壱貫むけ言すてハ

一 酒屋共ニしこ米切米拾弐石ニ付売出可申候
越後村兵庫の売買壱石ニ付六匁三分五厘の由
申ニ付新右衛門申候ハ左様ニ而ハ

十二月二日　林甚五郎

岡村右衛門殿
佐野権助殿
飯尾五左衛門殿

古ハ天文九年の事ニ是ゟ凡百年程ハさのミ無替
高下無之候処寛永の比の末ニハ木綿一疋六百
文、位之米も是ニ随ひ高く成り元禄の比米一石の代
銀百目木綿一疋の代壱貫弐百文ニ而有りと文七八拾
匁の米価もそれより下り宛の高下有りぬ此ころ迄の
時代ニしうつりてかハり来り候事之（右我等ニ見て覚へり是を今ニ此ハ有り物の為ニ記す）

一 銭百文古ハ丁百之近代九拾六文を百文とする事ハ寛永
年中寛永通宝を鋳られし比より始り候（丁百ハいくらまても細ニ分ケ可遣候ニ付）
よつて出来て細ニ分けられず九十六文の時ハいくらこまかなるも分けて
つかひまちしく出来ずしてこまかなるまて分けてつかひ候由也
九十六文を百と定むる之

一 知行高百石を永拾貫文と古定めし時永とは
永楽銭之（永楽ハ明ノ宗の銭なり）永楽銭ハ大明の二代めの天子
太宗皇帝の代永楽九年ニ鋳られし銭之日本

後小松院御代応永十八年ニ南京之将軍ハ義持公の代之
名の永楽銭同年ニ渡り来てまゝ通用し後ニハ日本
ニて永楽銭を鋳て通用しけるに秀吉の代ニ至り
ても永楽銭を鋳られしとぞ寛永通宝の銭ハ明正院 百十代
御代寛永十三年ニ始て鋳られたる也 近きバかりニ上銭中銭下銭といふ三段あり
しるとぞ上銭と云ハ上古より伝る銭中銭といふハ大明より
渡りたる銭下銭とハ近ク其ニ鋳たる銭の事を云ふ也なりとぞ

一 なんりやうと云ハ銀の異名也南鐐と書く也されども
性の善き銀の事也 今の丁銀にハ非ス 源平盛衰記ニ 中宮の御産の条ニあり十巻めニあり
砂金千両南鐐百両剱七振とあり又同書十四の巻ニ
三位入道入寺の条 宗盛の秘蔵の白馬の名を南鐐と名付られしハ

あまりに白き故也と云事見えたり 白く光りて銀のやうなる故ニ南鐐と名付 職人
尽歌合の錫白ニ手細工の銀ニ大かんなりの尾うるなり手
方ふと作り又筒赤の銀ニ 一寸ニ まていちいてはる
きとあり うちひこさはハなんれうハ性のよき銀なれハかくいへり かさゝちのげかさゝいのなり

一 南庭又南庭とも云ふ東鑑の中ニ両とかくニ教て
三十両十ずくとなり按ずるに南ハ南鐐の略なる
べし南鐐ハ銀の事也廷の字又庭の字ハ皆異字
ニて本字ハ挺なるべし挺ハ流れとなむ字也銀を挺のやう
くうちのべたる筆銀を南挺と云なるべし東鑑巻五
唐錦十端唐綾絹羅等百十端南廷三十唐墨二十

同巻廿九ニ以巻絹十疋南庭一ヲ被レ充二常施物一ニ云々 同巻三十五日
シ文アリ其文ニハ巻絹十疋南廷一トアリ又巻卅一ニモ南廷見
タリ○墨又蝋燭ナトノ類ヲ一挺二挺トイフモ其カタチホソ
長クシテ挺ノ如クナルユヘ一挺二挺トイフ也南廷ノ廷モ其意
ニテ挺ノ字ナルヘシ挺ハ杖ナリ古ハ金銀ヲ銭ト同シク通用スル事
ハナシ金モ銀モ板ノ如クコシラヘテ板カ子ト云又竿ノコトクシテ
竿カ子ト云是ヲ進物ナトニモスル物也ソノ板カ子サホカ子ヲ
切テ武具其外道具ノカザリナトニモ用ヒシ也古書ニ金五
十両ナトヽ有ハ秤目也今ノ如小判五十両ノ事ニハアラズ

一 知行何石と云事ハもとハ何貫文といひしなりその書
記して永拾貫文を百石といひしなりと考合見べし

鷹類之部

一 鷹を遣ふ事ハ武家の古実にて御ざ候へ共出る
事ゆへ武家ハ鷹の事知らずといひかれぬとて秘に
ハあらざる也旧記にも見へたり書札雑々必定之事にも
別鷹の道ハ無案内と申候ても武士ハ人ますまり候へ
不苦候共鷹あづかり候ても鷹を渡し候ても候まて候
鷹居の事 鷹匠めしよせ候いんと申ても又架(ホコ)につなぎ
候へともくれ候ても候ハ鷹ハ公家の物にて
候但無案内と申す事ハ未練の至に候と禁裏

の仕鷹をハ古ハ持明院殿のあつかりやされしとなん
今も其家に持明院殿と云家あり定めて鷹の
故実を其家より受け伝へられしなるべし

一 すべて鷹ハ男鷹小さくして女鷹ハ大きなる物也鷹の
のならひ也

一 兄鷹(シヤウ)ハ男也 弟鷹(オホタカ/ダイ)ハ兄鷹の女也 男鷹ハ小さき故小
といふ女鷹ハ大きなる故おほたかともいふなりと云

一 白鷹ハ日本にハなし 朝鮮国より渡る 鶴 雁 鴻(ヒシクヒ)
を取事あり

一 児鷹(コノリ)ハはいたかの男也 鷂(ハイタカ)ハこのりの女也 訳なし

たかとよめるハはいたかのことなり

一 雀鷂(エツサイ)ハつみの男也 雀鷂(ツミ)ハえつさいの女也 大きなるを
鳥なれども えつさいハ力よわし 鳥をとらぬ つみを
小鳥を取 又たいさぎをとるなり

一 さしば小隼(コハヤブサ)也 大きなる鶏を諸鷹の餌(ヱ)がりを
するなり 小鳥を取るなり うづらをも取るなり

一 がんさいも小隼也

一 児隼(チゴ)ハ隼と同じ 大きなる鳥をとらず

一 児鷹(ニノリ)以下を小鷹と云なり

一 若鷹(ワカタカ) 野にてそだちたるを云 黄鷹(キタカ)とも新鷹(アラタカ)とも云

一 片がへりといハ二年經たるを云 撫(ナデ)鷹とも云

一 諸がへりといハ三年經たるを云 青(アヲ)鷹ともいふ

一 諸片がへりといハ四年經たるをいふ

一 白尾と云ハ四年の秋より十年廿年も白尾鷹とも云へし

一 網懸(アガケ)といハ其年生れたるを七月より冬の日に至るまでに取りたる若鷹の事也 いまだ白尾せね内に居へ置へし

一 一鳥屋(ヒトトヤ)ハ去年 二トヤハ翌年也

一 巣(ス)まハりと云ハ今年生たるを七月末までまれ生たるを云七月末頃ハあくのけと云へし

一 山がへりと云ハ山にて一とや二とやもしたるを云

一 野されといハ二月より内に取たる若鷹を云 山にて白尾したるハ野心つきてつがひすへきとへし

一 巣鷹といハ巣の内よりおろしてゑかうの時(ゑかうと云ハ鷹の子也)よりこのひそだてたるを云

一 小山がへりとハあをの巣子鷹の正月十五日より内にと未落したるを云

一 ささ姫がへりとハあてのけの鷹正月廿日已後ニ未落したるをいふ

一 つかれとハ暮の末より羽ぬけ替て其まゝにまかりて
生へかはりたるを云

一 角鷹(シマタカ)と書てくまたかとよむ也 矢の羽に鷹の羽
と云ハくまたかの羽の事也 たゞの鷹の羽ハ矢の羽
にハ不用之

一 鷹の鞭(ブチ)ハぶちと云 馬の鞭ハむちと云とハ心得
ありあるやうに馬具の部に記し置たるべし 鷹の鞭
ハ本名鷹ぶちと云也

一 鷹飼(タカカヒ)〔鷹匠ノ事〕の詞に山の物と云ハ雉子山鳥うさぎなどの
事也 田の物と云ハ雁鴨鷺鵠などの事を云也

一 おき縄と云ハ鷹をつなぎける縄也 水縄と云ハおな
あはせる縄也 屋おと云ハ鷹をつなぐ縄也 大緒(オホオ)ハ
鷹をつなぐ縄也〔あら鷹を遠くやらぬやうつなぐ縄也〕

夫木抄ノ寄楽
為依仲正これも
あさき人の心を
とりしゐまこう
ほのきてすら
甘えそしる

一 鷹かりの時鷹のとる鳥を木の枝に付る事あり其
枝ハ何の木にてもあれ有合たる枝に付る 梅桜など
の枝ハ花ひらきたるにハ付けずつぼみたる枝又ハ
花ちりたる枝に付る也 其子細ハ鷹に追れて鳥
立さわぎて花ちりたる心也 つぼみたるハいまだ花
ちらぬ物なれバつぼみたるとちりたる枝に付る
是鷹飼の家の故実也とぞ 伊勢物語に梅の

つくり枝にきじを付くることは丈木抄に紅梅の
枝にきじを付くることも見えず時のたちなれて
なりなれば故実にかゝはらぬ也 鳥を枝に付くる事より京四枚目に有り
一 唐土にては鷹を右の手にすへて献じ南宋書に右
臂に鷹左に牽く狗とあり又古歌にも見へし鷹の名
よりきてさゝきかいなすへしまゐこんて人は右手に見えたり

この歌意説和尚の鷹百首にみえたり

一 公家にても鷹を左にすゑらるゝ也 武家にも然るを
ある江家次第に云 左手ニ居ㇾ鷹右ニ執ㇾ雉枝ト云々
或説に公家には右に鷹をすゑらるゝと云は誤也
一 鷹の尾ぐるまをつくら殿にても縄にてもくるをば山
緒につくると云也 山の物と田の物とかけ緒かくる也 山の物田
のものぐさにお記 田の物あれば取りて田緒といひ取らぬ也 山緒と
云べし 一説にいはれは鷹を山の物をとらするなり
本式也 されど鷹の鳥といへは雉子の事也 さればれば
田の物ありとも山緒といふ事本儀也 両緒といふ
事はなき名目也
一 鷹の家両家あり 政頼流 諏訪流也 政頼流の
元祖は唐崎大納言政頼也 諏訪流の元祖は
諏訪神平也 古は天子の御鷹をば持明院殿あ
づかり給ひしと也 今も鷹の故実その家に伝へ

らるゝなるべし

一 鷹の名と云ハ雛子の内ニ而其外ハ鷹のうつり鷹のひばり鷹の鶴なとゝ其鳥の名を云也 上古日本へ鷹の渡りし時ハ其雛子をとらせし故の事なり

一 鷹の鳥のかいくちと云ハ鳥を鷹の取る時その鳥のむね毛を小刀にてさきてきもを取出して鷹の餌に飼也 其小刀にてさきてる所をかひくちと云 人によりてもかひくちを人の方へむけて出す也 但くち当説之かひくちと云ハ鳥のふくろ毛を取てそれにて縫て出す也

一 鳥のふくろ毛と云ハ鳥のわきの下の羽也

一 たぬきと云ハ鷹道の篭手(コテ)の事也 たぬきを手貫と云 鷹韝(ヨウコウ)と書てしつらぬきとよむ也 韝ハこてと云字也 鷹の時書に云 鷹たぬきハ長サ四寸八分但寸法によるべし 廣サひろさ四分 裏ニ二寸斗皮を返したるべしと云々

一 鷹の餌袋の外篭也 餌袋といへども袋にはあらず 緒の結様にうさぎ結 鳥のくびと云結ひ様あり うさぎのしりと云それ緒の端二つ出る也 鳥の首と云ハわなになる也 一方にハ鳥の首をかする也 結ひ様ハ鷹道の秘事なり 尋習

一 よし此結び包結記に記し並びに絵図を見て知るべし

光大日包結記に記し有る香の首先頭の結びやう並びに餌袋の図を次に補入せ

一 餌袋は餌袋す法などは無くて抛るなりし清少納言

枕草紙に云 おはきをてよきもの法師なごまの、家、餌袋、すゞりのはこ、とあり

餌袋を忍ぶごとも云 餌袋といへるとそ

猶又ハ草あらすそ纏ふる故にあらず体まで結ふる篭も形つかぬのかし

香のくび結びなり

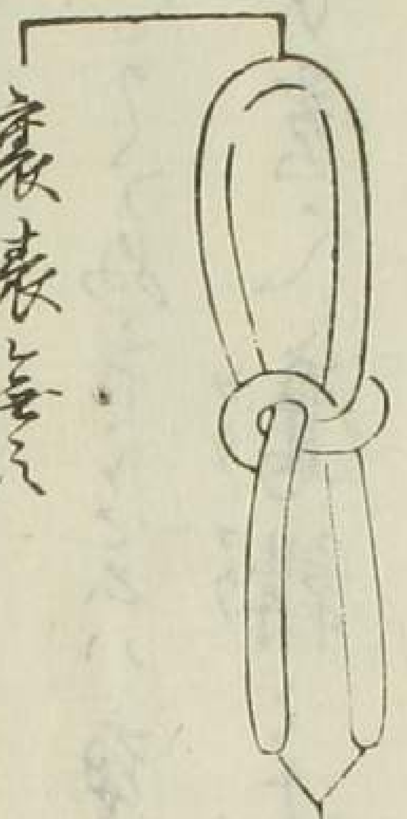

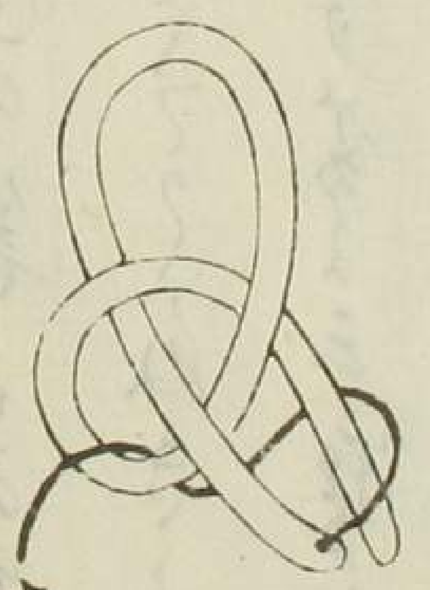

○うさぎかしら結びなり

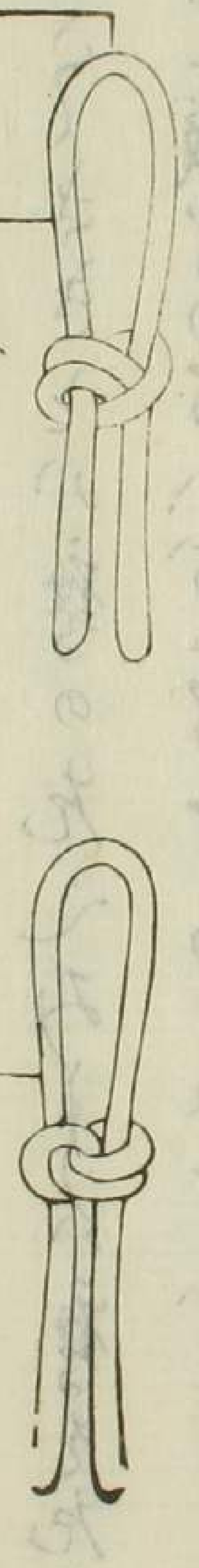

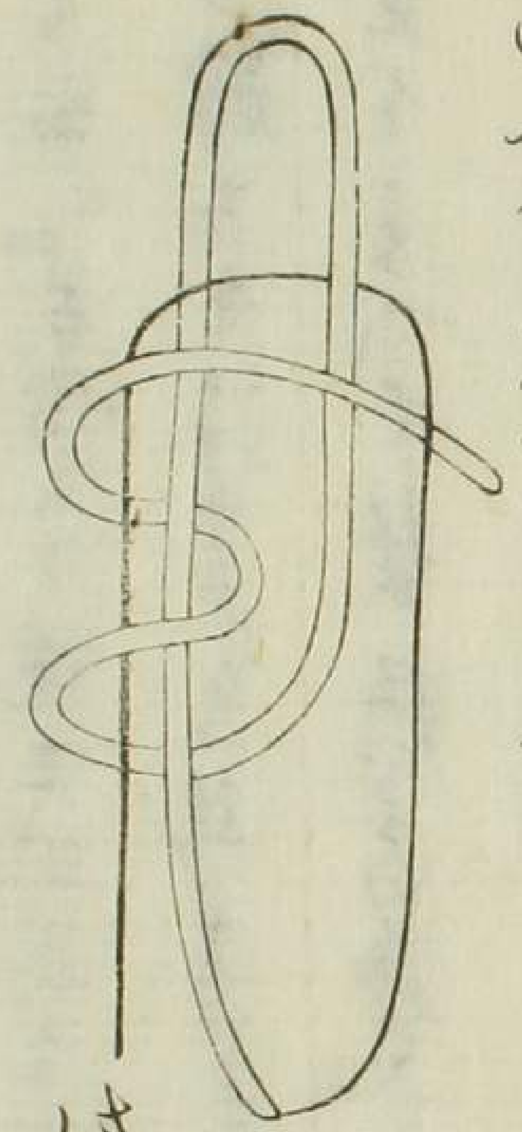

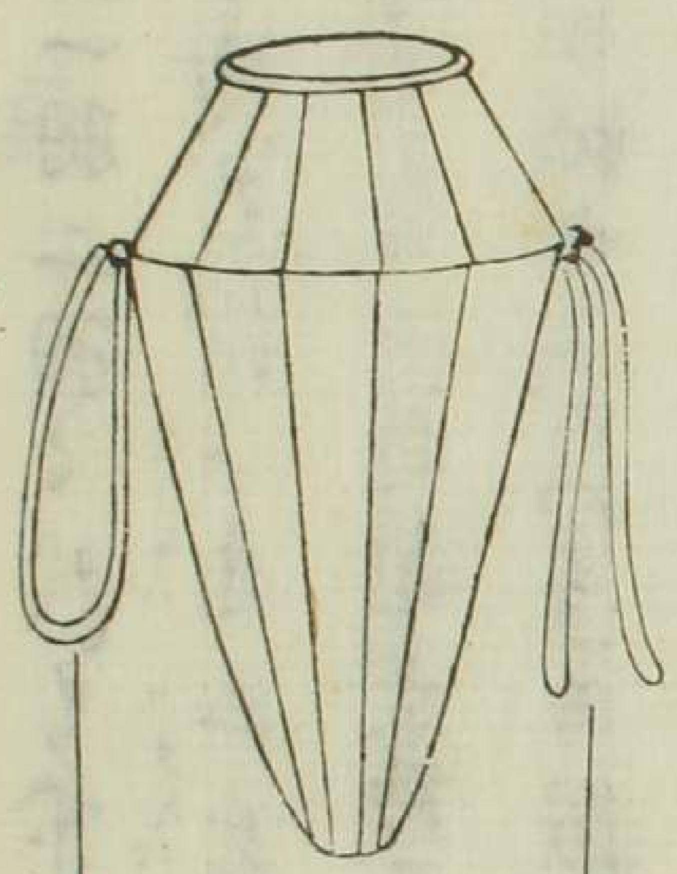

餌袋之図

一 鷹ハ一羽二羽といはず一連(イチレン)二連(ニレン)と云 鷹ノ犬ハ一疋
二疋といはず一牙(ヒトキバ)二牙(フタキバ)と云べし

一 禁野(キンヤ)と云ハ河内国交野に禁野と云所あり 天子の
御狩の地也 よのつねの殺生を禁ずる故禁野
と云也 古惟喬親王此所にて狩し給ひて金色の三足
の雉子をとらせられしより禁野と号す 今ハその
里をすべて禁野といふ也

一 鷹のみよりたて さゝきと云事 みよりとハ鷹の古名
さゝきとハ鷹の名也 みよりハ鷹をたのむのまで
て我身の方へ寄たる方なる故 身寄と云 又さゝき
ハたかさゝきとも云 鷹のさゝきと云事 鷹を元にて
のふさゝきと云事 ふの字夕ともテともよむ 之人と
いふ者ハナとも夕とも通ずる故 たかさゝきとも たてさゝきとも云

一 こてのてめると云ハ 表の雉子の女房を云（古へあまこての良のさく すとも飲食談する）

一 鳥を柴(シバ)に付る事 源氏物語行幸の巻 花人の衣
つの廟を法使をさきて 一枝たてまつらせ給ふと云 河
海抄云 付る枝の事 柴宮七尺五寸 普通の柏木より
薬せず 腐くして表毛をひらき足を取付(トリツケシバ)る柴
と云 一説云 たかんをばといふ也 年内ハ立枝を施
ぐて雄をたかあげて つま雌をさげて付て去ハ

一 [illegible]をあけてつく春ハ[illegible]を當まる事あり 付秘口傳

一 鷹の尾の名

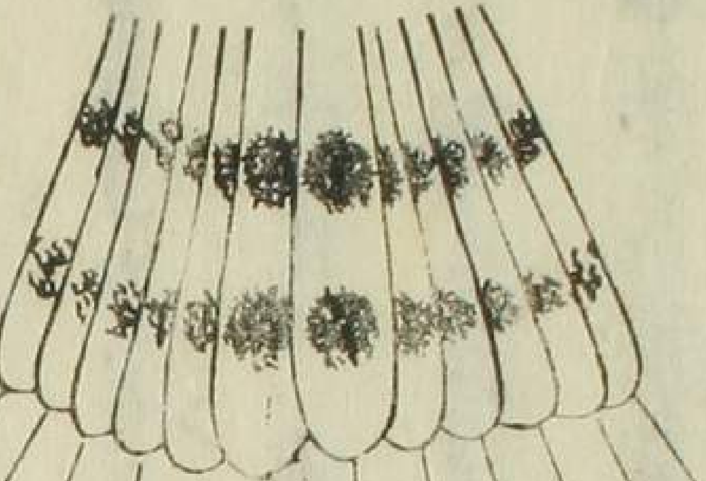

	芝引	石打	鳴柴	瀬待	多助	尾魁	尾魁	多助	瀬待	鳴柴	石打	芝引
	シハヒキ	イシウチ	ナラシハ	セマチ	タスケ	ビクハイ						
以上白鷹記	小石打	大石打	ナラシハ	セハチ	タスケ	鈴付	鈴付	タスケ	セハチ	ナラシハ	大石打	小石打
以上鷹口傳	シハヒキ尾	石打尾									石打尾	シハ引尾
以上鷹當流次第	小石打	大石打	ナラシハ	ナラヲ	タスケ	上尾	上尾	タスケ	ナラヲ	ナラシハ	大石打	小石打

○白鷹記 永和三年卯月六日前関白良基公記

○鷹口傳書 嘉暦三年二月廿三日書寫畢

○鷹當流次第 年代未詳 古書

一 鷹のうち板の事 けた板の名をうち板と云ハ鷹のふんをうちと鳴る故ふんを受る板なるよりうち板といふ也 形丸くて薄き尾あり[illegible]

うち板之圖

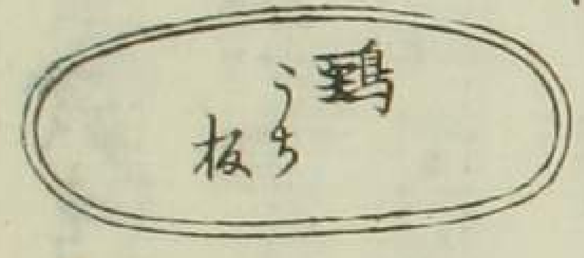

一 縁高サ六分
一 長貳尺二寸六分
一 横壹尺壹寸五分
但ろ[illegible]さし内のり

一 縁高サ九分
一 長貳尺五寸五分
一 横壹尺二寸八分
但ろ[illegible]さし内のり

一 鞠を請取渡する時鞠落る節もしたゝかんを手にする
事有時ハ板にてもこれを兼る用にすへし板なき
ときハ扇をひろけ鞠落る所にならへし請取度
までもなく鞠ふしく出家に落て出る時ハ穴の見
取あるへし

一 鞠のせき緒の事 撥改啟鞠百首歌の注にせき緒と大
鞠をつなく緒也 又云鞠のせき緒を害てもなして鞠を
結ふ云く縫くへハ大緒の事也 大緒ハ鞠のあしかゝりを
結る緒也 こゝかしこに落すまもかゝりにつなくゝもゝ大緒を用る
也 大緒の一名せき緒ともいふなり

一 別足(ベツソク)の事 雉子の鞠を別足と云之 通来就以下鞠一百
首に云 待つけの事 昔ハ葉野の雉子ハ八羽にして足
も三つありと注之 今もるに鞠をとりころし脱毛
也 手待つけをたゝんで出し彼脱毛をとるをそなへん
それより待つけハ始りて荒鞠のかゝいみとりかゝ
るハ待つけ不合すれハあしく云ふ用之雉子の足を別
足と云なり 又事 葉野の雉子より起こり尚時
あなかち足三つあれとも雉子の足に限りたれ
別足と云なりと見えたり 葉野とハ河内国交野に
葉野と云所あり 天子の御狩猟に此の地にいられまた

雛子のまくをバ別立て恣して當競する事古実也

一 軍陣にて庵に架（ホコ）を結ル事 高流鷹秘決 政頼流古書に云
敵の方へ向て可結 樹より裏に冠木を結縄を一重
うけて結べし 架の衣も敵の方へ向てつるべし 鷹をバ
こなたへ向て可繋（ツナク） 然ハ鷹但繚の緒を逆様にして
もさの足を指に可繋 掴繚を架衣のうしろへ廻して可垂
又庵の南方の脇に結時ハ例式結べし

一 葬送の庵にも架を結ル事 同書云 本木をうち木の方を
本木の方へおびけて結べし 其余の架に云く 其外を
軍陣の架の結様に同し 繋所ハ然繋之北向につなぐ
べし 本木西方へ成べし 大庵の方に結也

一 軍陣へ出る時の事 同書云 山緒春秋も刀を返しへ切る
也 一刀に下切 其外ハ然也

一 軍陣へ出る鶴雲雀捉れの事 同書云 然也 但上下共
竹の切口を刀不返 一刀にする切也

一 本神鷹する事 同書云 本神鷹にハ志でをちぢめて旅射
まする志ての長サ 角鷹ハ一寸八分に三寸四分に切也
ちぢめ指上に二寸中に三寸末に二寸ヒ指において尚をして
以上七寸ちぢむべし 鈴に志でを添て結（荒緒）ぞをますべし
兄鷹に付る志でハ長二寸八分三寸四分に切てちぢめ

五之上ニ下中ニ一ツ来ニ下ニ示ちむへし故ニ
こへてさすべし

天地ニ有ル気の
のびる気を陽
とし かゞまる
気を陰といふ
天より出る気を
陽といひ ひき入
る気を陰と云

物数之部

一 祝儀ニ七五三の数を用ゆる事 一三五七九を陽数といふ 二四六八十を陰数といふ 陽ハ物を生じ成長せしむる気也 陰ハ物をかくしかくす気也 依て祝儀ニハ陽数を用ゆ 陽数の内ニても初の一と終の九を捨て中の七五三をとり用ゆるハ陽気のさかんなる所を取り用ゆる心也 物の初ハよハし 終ハおとろふる故に初の一と終の九を除くなり

一 神道ニ八の数を以て数多き儀とする事 一より十までの

〇初の二と終の十とを捨て残る数八つ也始もなく終
もなくかぎりなき心也八百万八千代八雲などの八の字
皆限りなく数多き儀なり
折一合と云ハ二つのものを包たる合をあはするなり
二つのものを重て菓物をバ一合二合と云也唐櫃
なども一合二合と云一つ二つの事也合ハ盆の異字
也盆ハもとこと云字也
一具と云ハ何にても對に揃ひたる物を云也のけ衫
膝もある袴肩衣其の外などの類ハ一具と云
一銚子(テウシ)をバ一つとも二枚と云也象て少なるあり

節用集冑一刎此字ハ忌テ不書也

一鞍(クラ)古轡(クツハ)一口とあるをひとくちとよむハあしくいくと
よむべし上古の書にハ太刀の事をも一口二口とあり又
鐙一口鈴一口なども有何れもいづくとよむ也
一鐙ハ一領と云鐙にかぎらず小袖をも一領と云也領を
えりとよむ字也えりの付るものハ皆一領と云也
一冑一刎(カブトヒトハチ)と云ハ敵の冑を云詞也武雑書札蒿に云冑
一刎をねと云字なると云なし云刎の字ハ首を刎
るの字也依て身方の冑をバ一刎と云事をいみて一頂と
いふ也頂ハいたゞくと云字也真衡の説也世上に一頂
と云事を知らぬ人多し

殿中日々記云請
奉公山田より一尺
云々東公山田とは
奉行方を奉公
衆と云山田ハ氏也
老仁別記云鄭學
船ニ鯽ト云魚
一尺斗ナルガ飛入
ケリ陳忽ナル者
取テ海ヘ投入ケレ
バ皆有テ鯽一尺
飛入又云々是ヲ
見レバ鮭鱈ニモ
限ラズ一尺ト云也

一 鮭(サケ)にかぎりて一尺二尺と云ふはあらず大草殿に傳ふる
書に鱈一尾二尾と有り一尺二尺と云ふはいはれずつまびらか
ならず一尺以上の魚の大なるをば一尺二尺と云ふなり

一 又云鮭を一尺二尺といふは一隻(シヤウ)の音をとりて云ふなるべし
と云ふ説あり隻の字はかぞふる文字なれば一隻と云ふ
は一つのことなり鮭にかぎりて一隻といふわけもなし何の魚も
一つのことをば一隻といふべきことなれば此説も用ゐがたし按
ずるに前にも記せし如く大草流の書には鱈をも一尺と
いへり鮭も鱈も奥州より出る魚なれば彼の國の詞なるべし
其奥にて一尺二尺といひならはして鮭鱈を他國へ送るも
一尺二尺といひて一つのはしたる故他國までも其詞をうけ
て一尺二尺といひならはしたるなるべし本ハ昔奥州の國詞より
出しことなるべし

一 弓に一ちやう二ちやうと云事弓のはづりくせを数ふるにて
はなくとにぎりて一握を一ちやうと云ふ也弓馬秘説に出たり
雑々書に有り

一張の事
保守書に
弓をはる弦
のことなり
と云ハ二張の事
也とあり是を
弓杖を斗射の
事とし

一 弓を一張二張と云ふ事一枚二枚と云ふべしと小笠原家
の書に見えしと用害記にも見えたり一張と云はなずし
弓にて射場的場などの弓数をいふ時弓弦一枚と
云ふ事を一張とも云ふ

一 たのばのりとは物のたうばのりと云事の定なしと云事調度の部にあり

一 物の寸尺を定むるに吉事には陽数を用ゆべし凶事には陰数を用ゆべし陽数は一三五七九也陰数は二四六八十也又吉事の物とはたとへば二丈四尺までよき物も是は陰数なれば一寸の又一分か三分も餘計をもつべし是陽数を用ゆる也凶事にはたとへば三丈五尺までよき物も是は陽数なる故二寸か又二分四分も餘計をもつべし是陰数を用ゆる心也陰陽の数をもちゐて用ゆるは吉凶をわかつ為也吉凶に寄ハ礼なり

節用集云弦廿一筋曰一桶七筋曰一張一ヲハ卅一筋也ト見ユ

一 酒一献二献一度二度と云事は酒盃の部に記せり

一 弓の弦は一條二條と云又一筋二筋とも云一張と云は七筋を云一桶とは廿一筋之桶と云はしけ物之下のしけ物に廿一筋入て進上する也副弦を上古ハ副弦とも設弦(マウケツル)とも云

一 うつぼをは一腰二腰と云べし一ツ二ツとは不云

一 蟇目一腰と云は四ツの事也大追物の時の事也云

云箭はひとつ一束とハ卅の事也卅一以上ハ卅一卅二など云又異説に一束とは四十の事也一把とは卅一の事也右仁田右馬助の説也射手方等をそろへ付説

用ひらるべし

一　矢二すぢを一手と云事ハ的矢にかぎりたる事也外の矢をバ一手二手とハいはずしき也一ツ二ツ一すぢ二すぢと云べし但一手四目一手神記などにハ一手づゝつらぬるなれバ一手といふべし

一　物の数の云様武雑書札道照男の集にあり略之

一　保侶衣(ホロ)をバ一領二領と云保侶衣一千領と三代実録に見へたり

一　巻数(カンジュ)をバ一枚二枚と云之〔巻数ハ祈祷の札也木の枝に付る也〕又一朶(エダ)とも云之

一　沙棱(こゝ)をバ一合二合と云也〔すべて筥に入たる物ハ一合二合といふなり〕右出所伊勢守貞書札案にみえたり〔大永五年の古案文也〕

一　箭の数をひと羽ふた羽と云事ハ精の羽に限りたる事なり外の箭ハいふべからずと云説あり〔外の箭ハいづれにもかくなし〕

一　銚子(テウシ)をバ一えだ二枚と云ひさけをバ一口二口と云べし又銚子をも一口二口ともいふべし

一　小袖一重と云る小袖の数なるよし

一　屏風(ビヤウブ)などをバ一帖と云〔源氏あづまやにあり〕又一隻とも云〔一よろひとハ一双也〕

一　衣因ハ一双と云也人唐記に一双とも一頂とも云べし

一　箙(エビラ)をバ一こし二こし二腰と云保元物語にみえたり

一　墨又ハ臘燭の数を一挺二挺と云事ハ挺ノ字ハつえとよむ字也墨も臘燭も枝のごとく細長き物ゆへ

一挺二挺と云ハ何にても物を持物を一挺二挺と云
ハ皆同じ心也一丁二丁と書ハ挺の字むづかしき故へ
略して挺の字の代りに丁の字を假りに用ゆ也

一輿コシなどを一丁二丁と云ハ丁ノ字あたるとも字なれ
一人あてに二人あてと云ひ也一人まへ二人まへと云に同し
一布ヌノ絹キヌなどの數一疋を一匹とも書也又一むら二むらとも
いふ也宇治拾遺物語巻七第一むらとりいでてこれあの
男にとらせよ 中略 此布一むらこそもたれバ男おもひて
あれど不得心と思ひて云日本紀に 孝徳天皇大化二年記 田一町
絹一丈四尺成疋ムラト云々此疋ノ字むらとよむ也

一綿纐毛ワタイクドンと云屯の字あつむると云心也軍陣の人數を
屯するとと云も人數を集るを云也綿一屯の時ハひと
まとひと讀之儀名抄に唐令に云綿六両為屯毛屯聚
世俗に一屯ヲ讀ニ延度毛遅ヒトセチト

一晝夜の時の數をかぞふるに昼ハ時數六時也子の時を第一と
し丑の時を第二とし寅の時を第三とし卯の時を第四
とし辰の時を第五とし巳の時を第六とす是陽の時也
午の時を第一とし未の時を第二とし申の時を第三とし
酉の時を第四とし戌の時を第五とし亥の時を第六とて
是陰の時也時の數をかぞふるハ一時に十の數に定て

其一の時をバ一をうしなひて残り九つをおく也　子時午時　其二の時をバ二をバおとして残りハ八をおく也　巳の時未の時　其三の時をバ三をおとして残り七をおく也　卯時酉時　其五の時をバ五をおとして残り五をうしなふ也　辰時戌時　其六の時をバ六をうしなひて残り四をうしなふ也　皆是其一其二の次其の数をおきて残りの数をうけとるべし

一 屏風一よろひとハ一双の事也（一ひらとハかさくの事也）　手箱一よろひ（栄花物語）またみつ二よろひ（源氏物語）皆一対二つの事也　日本記ニ一具の字を一よろひとよませたり　物の具足したるをよろひといふ　鎧をよろひといふも小道具まで具したる也

言語之部

言語の文字を知らざれバ其意をあやまる事ありて心得がたきことあり故記之

一 何の殿と云殿ハ宮殿の殿にて屋形の事也　一の屋形をかまへる人称なりさればまして何の殿といへたとへバ太神宮八幡宮などの宮の字の心也　海人藻芥云於二内裏一テ殿ト申ハ執柄家之外不レ可レ有レ之　其於二関白殿一者兼テ其摂政殿何ヲ申ケル　其於二武中一スニ諸人無二異儀一也　親王ヲバ於二御前一何殿トハ不レ申也

一 何がし様の様ハ上古ハなき事也　京都ハ将軍時代も

つれ〳〵草云ある
法おさ隋のある
き女房トアリ
法おさ向ト云ニ同
シ用く
永享九年将軍
義教ニ鎌倉管
領持氏ヲ征伐セ
ン為ニ出ヲヨセ
冨士見ニトテ駿
河ニ下向セラル丶
時飛鳥井雅世
供奉シテ冨士記
行ヲ書レシ其発
端ノ文ニ公方様冨
士御覧ト書レタ
リ此頃既ニ様
字ヲ用ヒタリ

公方様等持院殿様なとゝ云ハ中比よりの事なるべし
されども平人の様を付る事ハ旧記にも見えず書札の
旧記にも皆殿とかきて様の如法なし道照恩家
まゝ云何殿様の様の字の事正説ハあるまじきなり
但是まゝ書事も其ニ様の字覚期のゆゑにハ
以へとも正傳有ましき事也能ゝ可心得分別云ゝ用害記
まゝ云選才ハ状に先師代を何院殿様とかハヾ書
持院殿とハ云ゝ其事を御備之書方たるせ
松ゝ云去ル人中ゆし当代ニ御我御分をバ様と
書ナすも又可然記云とある なを御殿ゝ殿なん

應永記ニ大青
擬て十四ヶ天下
無双の名将大内
左京大夫義弘入
道そもれと思ん
ものとも八方より
法西様の法めて
かけまく名案
かけく残るき
御所様とハ義
満公をさして定
鎌倉年中行事
鎌倉殿御所ノ
身ヲ皆御ゝ様
ト書テアリ享
徳三年ニ書タ
ル書之東山殿御
代ナリ

し書中の事一段とゝめまいらせ候ゝ云ゝ貞丈按ずるに旧記
にハ公方様と御方又私様とあり上字御方さ御と云事
も有是ハ其まゝ公方とハかう云てハさしつかえ候ある故
公方様といひて公方むきと云なし私様ハ私むき
上さ御ハ上むき下さ御ハ下むきと云心して太平記廿七
左兵衛督欲誅師直ヲ事にも執事様との引合てもし様も
殿中様の事内ゝ著はへとて秋篠殿条を御ふり
云ゝ殿中様とハ殿中向をいふなるべし

一 何寺何院何軒何庵何斎なとゝ云寺院軒庵斎など
皆何殿の殿と同じ事なり昔是あるハ殿文字然ぶる

事上古の法之京都将軍時代より中比より被召
を付てよびしなるべし旧記に善法寺殿聖護院殿
三宝院殿実相院殿などあり或ハ殿文字なき
じきもあり

一 昔ハ祝儀の事にハ病気と云事を憚て病案といはず
て歓楽(クワンラク)といひけるとぞ昔ハ礼儀を専としける故か今の
詞にても其意忽したる也又祝儀なくても殿中など
までも歓楽といひし也旧記に見ゆる也殿中申次記云
依歓楽不参之時者兼日以請文状にかけて云々殿中
同記云 寛正六年正月十四日之条 殿中にて一献如例撿校数輩伺候入夜松御庭

東鑑巻三十二云 嘉禎二年丙申正月小一日己未 晴 挑飯右京兆御沙汰 今日不被出御 無之依歓楽之故也云々

相勤能立之昨夜依御不例申御言之御任候之外然
始御伺候並御供廻如例年御伺候但一色式部少
輔殿細川右馬頭殿此両人無一言依歓楽既云々歓
楽と書てよろこびたのしむと病と云事をさ忌
て歓楽といふ梨(ナシ)子といふ事をありのみと云の同し
心之言葉を云之 梨子ハ無シト云心ニテイムナリ

一 貝合せといふハよろしからぬ詞故貝おほひと
云し又貝おほひとも云べし婿入祝におひ貝おけあり
貝おほひといふも云はつきて其事年盛衰記明月記
其事も見えたり又或坊法師のうたにもしるし

このうらのたまくりを貝あはせとておほゆるなるとあれ
ばうひあはせともいふべき事なれども歌合香合絵合
根合などの合に紛らはしく貝おほひといふをよしとす

一 貴人の食物をおあがりは膳おなどゝ云人のいふは俗き
詞也いましめは供御といひ召るゝとも公家方にては供
御と申さるゝ也

天子ノ作ヲ書タルヲ宣旨ト云 頼政ガ宣旨ノ御請文ニ承ト書レタルヲ承趣不ゝ二見タリ是古風也

一 承といふ詞を今時は貴人に対してはありがたしと云
事古はなき事也古は公方様へも承と申したる也武雑書札
蒲に就何之儀も成下御内書は謹頂戴先以承存候
又云去月廿八日御教書今月三日到来畏頂戴仕候趣以
承存候とあるも云文言あり御内書も御教書も公
方様の御書也それを頂戴して承といふ也難有と
いふ詞は近代のなぐさみにて貴人へ対して云也承と云詞
はかくべしとする気もなしといふなりたとへば低き者は貴人
へ御目にかゝる事はありがたき事なるにめし出されて御
目にかゝり難しとする事もなく御目見のかなしとて
忝なむ也又物がたき物をも物がしとするけるなり、
などして忝なき心也難しと云義也

一 かしこまりと云はおそるゝ事也貴人主人の威勢をおそ
るゝ心也畏の字をかしこまるともおそるゝともよむ也

畏入ゆるがごく云文言古き状にあるなりむくしと時分さ
まづくる事をかしこまりおそると云も貴人をおそれつゝしみ
てはする心也かしこまると云事はかしこまる事と 以下
畏も貴人の仰をおそれ謹て也作法知りたるを云也
又冊ひざを折て正しく座せるをかしこまるといふハ
かしこまりは座せると云也心貴人をうやまひおそれて
座せる也正座の事をかしこまりと云也なり

一 いましめハ其の為にひとを守ハとまり書と云ことの為ことハ
霜虫と書しとも公家方にハ其の為と仰られる也

一 蔦歯目をバ上日（ジヤウニチ）と云又挙日（チヨクニチ）とも云歯目とハ猿き通

書札ニ荷用ト
アリ宮仕ノ事也

一 御うすひとひ又はうすひと云ハ法家仕の事也御手長（テナガ）と
云も法家仕の事と心得べし人あり御手長とハ陪膳
御汲の者と給仕にて法家仕の人々をば御手長と云

一 公家方にハ酒を九こん飯をかちん味噌をむし塩を
忘る物あとく云へて食物に異名をも付てめさる也恵命
院僧正の 京都将軍時代の人 書札に法会藻替と云書に見えたり
其比将軍家の女房衆もそれを学びて異名を付
されしこと云異名ハ上臈衆の

一 弓射ると申し候ハ弓を射事と云の字読てハ御中ゆるを
的出張記に見へたり

一 今時人の兄をあにきといひ伯父ををぢきなどいふ事なにごとをもちぢめていふ事をこの字を略していふ古ハ兄君伯父君などいひし

一 あにごあにごおぢごおぢごなどのごハ御の字なりやまひて御と云御ハ御前を略したるあにはおあ孫ハおとごといふ一説にあにごなどのごハ子の字なりといふハあやまりなり父ハおや母ハおも姫ハおひなと云語昔よりあり

一 父の事を昔の人ハおやおや人又おもおもなどといひ母の事を母じや人といひ兄の事を兄じや人などといひしもの世の人父の事をおやじと云ハおやじや人といふ事を略せるおやじと云なり

又伯仲叔季ト云事アリ伯ハ惣領ナリ仲ハ二男也叔ハ三男也季ハ四男也伯父仲父叔父季父ト云モ此事也父ノ三バンメノ弟ヲ叔父ト云四バンメノ弟ヲ季父ト云父ノ兄ヲ伯父ト云習ヲ守也

一 おぢの事を伯父叔父といひおばの事を伯母叔母と書す伯ハあにとよむ叔ハおとゝとよむされバ父の兄ハ伯父也父の弟ハ叔父也父のあねハ伯母也父のいもとハ叔母也母の兄弟も父に同じ近世文盲なる人伯叔のわけをしらずして父方のおぢおばを伯父伯母と覚へ母方のおぢおばを叔父叔母と覚たる人ありあやまりなり

一 雖合期又不合期などゝ旧記にあるハ間にあハぬといふことなり

一 物忩（ブツソウ）と詞にあるハ物騒しきのさわがしきと云事也
一 仕合悪敷（シアハセアシク）と詞にあるハちやうど能ぐあいに越をこなハれぬを云也 不幸の心にてハなし
一 難有と詞にあるハ是ハ如此なる事ハ多くハあるまいと云事也 亦卜云事にあらず あるまじき事の難儀を云也
一 無勿躰（ナンモツタイ）と詞にあるハ無物躰也 当時の詞にたいもないと云も同じ心也 おそれもぐる心にハあらず 無正躰と云も同じ意也
一 比興と云事（昔ヨリ此比ノ字ヲ用レ共本ハ比ノ字ニハアラズ）詞にハ有り 蜷川記にハ非興とあり 非の字を用るをよしとす 非興とハ不興とも興なきと云ふ事なるべけれ

比興と云ハ別事也 詩歌にあり

ハあるなどく云也 膝病といふ心にハあらず
一 尋常（ジンジヤウ）と云ハ 綱日記にハいくつも見ゆ 殊勝と書てよつ事とすなほにして何事をもよく見る 異風なる事なく かくすなほにて人のめにもつかず いひぶんなきを殊勝と云也 道具なども何物にても当世の風にて有る形にて かはる様なき事なきを尋常と云也 昔ハ人の食事なども多くなくてあるをも尋常といひ 道具ならぬものを見ていさぎよきを殊勝といふなり あやまりて庭前継ぎ尋常の時分と云事見ゆ 是ハよのつね十人なみの時分と云事にて下手にて弱にあらず 又あしきハ尋常にあらざる也

一人のまゝ行てものをいふと云ハ抑中さうと云事ハ抑内か
どうもいふといふ出るハどこより法出ゆぞこいふ事なり
これらハ人を知て称しかぬる事なれども古よりいひ
風俗の傳りたる事なればかやうの事もむつかしければ不審に
ある物なり書記之類の人の知らるる事も後にハ知らぬ
様になりぬへし

一故實(コジツ)と云詞ハ唐土の書より出たる事也史記魯世家曰
云故実故事之是志(ナル)云々此心ハ故実といふハ始め定たる事のよき
きまりを云なりと云也又文選四十六ノ注に云故實ハ先王
之道也云々此心ハ故実といふハむかしの天子禹王湯王
文王などの定め置れし事をいふと云也之日本にていはく
古く家方にてハ昔神武天皇以来定め置れし事を故実
と云武家にてハ頼朝卿以来京都将軍などの定め置
れし事を故実と云也むかしの法式の事を故実と心得
べし

一說善といふ詞の事書紀の所にみえたり

一無(ム)足(ソク)なき人を無足といふ詞近世の詞にあらず昔よりあり
鎌倉年中行事正月十七日御的の条に無足の人射手
人数に条者ハ以法令可勤之と有り又明応二年諏訪
左近大夫貞説か格別雅致事云無足之々條親俊志
扶持云々昔知行を宛行ふ時に何貫文と云て積る

式ノ眉なとを四季の眉と心得て四季まゆにて作り遊かるなと云ハあやまり也式の的を四季の的と心得あやまりなき

故実なき人をしらずといふ料簡なきといふこともし

一 くはしくと云詞旧記にあり花飾と書てはなやかの詞に結構といふに同し過職と書てもあれともあやまりなく

一 合点（カツテン）といふは書札の詞にしるす

一 式正（シキシヤウ）といふ事旧記にあり是ハ親式を正しき時の事也文武と斗いふ事同意也式正の時式正の服式の立文武の大的式の眉なとと云類皆同意也本式と云心也

一 頓（ヤカ）て又頓（ヤカ）てと云詞旧記にいくらもありやがてと云ハ古事と云に同し続かれきまを云にハあらずも 頓而なきを云 古書に
とみと云詞も頓の字也やがてと云事同し詞なり

一 まちをこぼしてこれを云詞弓矢の記に記せり

一 かくさと云詞古ハなき詞也今ハかくさと云事多し かくさ小袖 のしめに對して云 かくさ料理 七五三の膳部なとに對して云 かくさ吸物 鮮のあつ物に對して云 かくさ肴 下げ筆に對して云 かくさこそ こそをきらぬを云し かくさ物 色絹の昔ハきぬに包むなとく云 又ひらつくと云しかくさ物と 云ものくりたるなどに對して云 袋なとに對してかく云詞也かくさと斗も云 是等の詞皆本式にあらざる物にハかくさと云事を付ていふなり 似合かハいの詞 これらハ皆今世の詞也むかしハなし 似合と云詞昔の詞也

一 花をおると云詞ハ人の衣裳なとの袖を外へ出立のありさまをもなやかなるすぎくおもなるをいふ也人唐記に行列新調に花を折て出立まもりたるとあり又一条兼

良以の尺素往来に面々出立可レ令レ折花之由兼及レ之とあり
東鑑巻卅一嘉禎三年二月二日ノ条に御出儀又殊被レ刷(カイツクロイ)
供奉人清撰各行粧殊折レ花太平記巻三主上笠置
潜没落ノ条ニ云同十三日ニ新帝登極のよしにて長講堂
よりだいりへ入らせ給ふ供奉の諸卿花を折て行粧引つくろふを

一 雑事雑役雑用なとの雑の字をくさ／＼とよむ也猶く
と書てもくさ／＼とよむ即雑の字のむかしくさ／＼と云ヶ
をも江戸の頃にはこざく／＼とも云又くざ／＼とも云どもくさ
とも云なり

一 御意(ギヨイ)を得ると云ハ人の思ひ入料簡を好ると云事也

古き状の案文に披露状の書ともの有にて好の意ひくと
以ふ文言あり是ハ向の奏者ニ心をそへて披露を頼て
頼といふ也其て御意を得度べしと云御意と云ハ御と
云字はいあふずに対ハ貴人の御頭を御意と心得るハ
あやまりなり御意ハ御こころなり貴人の御胸をバ古ハ御胸(チヤウ)
と申しつ上意といふも公方の御こころなり御の字に御説

一 人唐紀ニかたくろだの有行なりと云事也たらぬハたを
け右のるなし大久保彦左衛門忠教が家記ニ
東照宮御立腹ありてたくろだと作有しなるかし
昔よりの詞なり節用集田苑田仙齋香物々人猟齋書

時此田蔵四出入殺故日本我事ニモナイ事ニ死者曰田
蔵トんだとりされバとち悪口ニ死人などゝ云事同じ言
語なるべし

後嵯峨院御好
事のするを云る
事ニあるとの中将
と云若殿ある所
若殿ニ京陵の
むすめニ宰相と
云女房の詞ニ
人のめすにハいらへ
にハ男ハよそうと
女ハをとやらと
あり
云云

一 人のよぶ時ハいらへするを（いらへとハ返答を云なり）とハあいと云又ハへい抔
と云古ハ左様ならハいまゐる之猿楽の狂言ニ大名などが太
郎冠者（クハジヤ）とよぶにもあといらへをする之是ハ東山殿の時代
の風俗を今に伝へたる也又三絃一挺ニ云人をめすにハ
男ハよといふ女ハをといらへする也又めのとの若殿
ニ云人のいらへの事ハ上中下ニ女房云事ある所ニて心
得やうの事ハをと申すなり並ハ左右なるを本とす

こゝへはめしつかふものなどへハあんいとこたへはよく

一 主人貴人などの私宅に御入あるを光儀とも光臨とも光
来とも云ハ御ゐき家へ貴人御入ある事を家の光とする
心ニて光の字を付て云也又渡御ともいふ也

一 おこの者又ハおこがましき又おこつきなどゝ云事おこがましハ
たはけの事を云也おこがましきハたはけらしき也

一 式正と云事前々も式正と云事を結正とも云也 是
家信の明月記其外古書ニ結正と書たるもあり

一 仁ある人又さもとある人などゝ云事足利殿時代の書ニ
あり人がらおとなしき人の事をいふ也

一御の字ハ元来天子の御事斗に御の字を付たるなるを其
になぞらへて貴人の事まで御の字を付て以て之
御の字ハ馭の字と同じ字にて御馬の名によむ字なり
天子ハ馬を自由自在に乗りまはし給ふ如く天下の人を
自由自在につかひ給ふ故御の字を付て云也御の字
をおさむともよむ也馭をもおさむるもめしつかふも同意也
一今武家の供の者先に立て声高くはつと云ハ上古の
警(ケイ)蹕(ヒツ)の餘風也警蹕の事ハ官位の部に記し置けり
よみて考べし ケイヒチトヨムナリ
一ござんなれ(ニゴラズニヨムベシ)又こそさんなれと云詞旧記にありこそさんなれが
こそあるなれと云事也こさんめれもこそあるめれと云事
こさんなれと同意也たとへバかゝる事こさんなれと云ハ
かゝる事こそあるなれど云事也この字にごりて読ハあしく
一あんなれ又あなれと云詞旧記にありあるなれと云事也
一おかとなりと云ハ烏滸の事也大阪池と云事也
御飯のとき火と云事也
一料理と云詞字ハ食物を調へてとゝのふる事を云也むかしハ
食物ハかりに調ず何事でもよくはからふ事を料
理するといふ也料の字ハはからふと訓じ理ハおさむると
訓じ何事にてもはからひおさむるハ皆料理と

云也食物を調るも食物を取はからひとゝのへおさむる也食物を料理すると云也食物にかぎりて料理と云にはあらざる也

一 拘惜と云詞古書にありかゝへをしむとよむ字也かゝへをしむる事を云也恡のこゝろつきおしむ也

一 拘留と云詞古書にあり物をおさへとゞめ留る事也

古書に「なしそ「ないひそなどゝある詞はなしそはさせそもするなど云事也ないひそはいふなと云事也な八分の字也すなはちなの字なれと云事也その字はすみていふべしにごりていふはわろし

一 タびこゝく古き書にあるはふけくるゝ也任條とも書くまたびるとよむ也任條は志をうしなふ色と字書に見えたり

一 絵中次と云事を中次とも云ひ次出といひを弁出といふ事を悦中といふ事を悦び比中にあらずと云事室町殿時代の詞也詞も時代々々の風俗あり

一 支證とは證拠の事也昔の詞也

一 叙用とは兼引する事也人の詞を叙用する也昔の詞也

一 臨時の事とは不意時にある事を云計を云なり

一 荷用とはかよひの事也宮仕配膳などの事也

一 [illegible]とは条上と云事也同し礼儀に限らず昔の詞也

一ざれごといたはぶれ事也いやしき詞なり志ゆれ事と云は
同しざれ事とる事なく云詞源氏物語其外古書にあり
一そばへたると云事枕草紙にありそばへといふは
ざれあそびたるを云へと抄物に見えたり たはぶれのたぐひ也 と云も同じ意也
一闖(クヂ)の事を古書に孔子(クジ)と書たるもあり文安三年の明月記
なまなかり又室町記にも有闖と書たるもあり 室町記にあり
孔子とある事を闖の事としらざれば其書をよみてもわけ
ず不審あるべしされば是を記し置也
一白状と云事書札の部に記す
一嘆じやと云事嘆の字ハのびあくびする字也何事にてもむ

源氏物語花の宴
の巻にはと申に
あやしいのるりこを
つくしの巻に今
こゝにかるひかさう
んへいものあれ
又あさつの不の巻
ちしさあくも
あんへいふ又折
章の巻まさき
あさあんへいさう

にあたる事を口にいひのがるるハ嘆なる也と訓ハ悪事を隠し
て能きやうにいひなぎらかす事ばかりを嘆なりと云ハ非也
悪事をいひ紛らかすに限らぬ事也
一あやまると云ハあやまちあるを云也と訓ハ我悪事を悔て
て赦免を請ふをあやまると云ハ非也
一何とも候べい行くべいなどと云べいの詞ハ源氏物語枕草
紙其外古書に有り今も田舎にはべいと云詞ありべいハ
べきの字也キとイ五音通ずる故べきと云事をべいと
云也江戸の人ハ田舎者のべいと云詞を笑ふハ非也
一おもゆるといふハ何なるの略語也おもゆるといふハ同じ

又同書ニ付て八
ことなんへいなと
のさ云く

しあるの畧語也きなあると云ハ清意あるの畧語也皆古
風の詞也今も田舎にハかやうの詞残りたり

一 いたづらと云ハ用もなきむだなる事を云也今ハ悪事をする
事をいたづらと云ハ非也徒の字イタヅラとよむ也

一 けうかるなと云詞古の書にあり興がある畧語也

一 冥加(ミヤウガ)なきなども不けなきなどゝ云詞のなきと云ハ無の心に
てハあらず冥加ある大(オホケ)なるといふ事也 ルとき五音通ずりと キ五音通ぜ時語あり

一 まかるなと云ハしりぞく事也罷の字也草字にてハ罷と
書也 罷ノ字シリゾク マカルヤムトよむ 罷出罷退罷出などゝ云ハ皆しりぞく
所を退く也古き書に大和へまかりける何かしの非へ

ことのりなるなどゝ云ハ我家を退て行心也ここあるを
ゆかりゆかしとも云ミ家を退べきゆゑをやまとゆかし也

一 古ハ夜廻りする番人をあやしくいといひてありきし
也 源氏物語夕への巻の巻に見ありあやしハ火危(ヒアヤウシ)也と江戸まて
そ外古き書にあり
火の用心しといひてあるくに同し詞也

一 面目(メンボク)といふ事を古書にハめいぼくと書てあるなり

一 我子を愚息(グソク)といひせがれといふ事人品に離る記

一 我妻を家内とよぶ事人品の離に記

一 元興寺(ゲゴジ)といふハ小児をおどす詞也京都などにての
詞也江戸にてもんじいといふも同し古元興寺

幸と云字ハもはけ物ありし故の事とぞ 元與幸字ハ鬼ふみし事ゆ盜すんえ

一 侍（ハンベ）るといふ詞ハ候と云と同じ詞也 今世ふハあるまじ詞し

一 見参（ゲンザン）と云ハ人の前へ参りて対面せらるゝ事也 又物を人ニ見する事をも 見参ニ入るゝと云 古の詞也 げざんと云も同じ事也

一 経営（ケイエイ）といふ事を古書にハけいめいとも書たり 源氏物語 つれ／＼草のまかなひえらう 経営とハ奔走をいとなむ事也 いとなむハ事を私どものする事也

一 さんざふらふと云詞ハ左様でさふらうまでゆと云詞也

一 如法（ニヨホウ）と云ハ尋常と云に同じ 別に替りたる事もなきを云 無法に対して如法と云也 無法ハ法にそむきたる也

一 慮外（リヨグワイ）と云ハおもんばかりの外の事を詫て思ひの外といふ詞也 江戸にて無礼の事を慮外といふハ非也

一 無心（ムシン）と云ハ文字の通りこゝろなきも也 世にいふの所望なとく云ハ遠慮もなく人の物を所望する事と云也 然ば人の物をこひ望むを無心と云ハ 其心の所望と云を略したる詞也

和漢朗詠集の詩ニ今日不知誰計會（セジ）春風春水一時来と白居易が詩也 春風と春水と水云（ケタクハ）一時ニ来るハ誰が計ひぞ 一時ニ風と水と會合せるやふ

一 計会（ケイクハイ）と云詞古書にあり 計会と書てむかへあハせてよむ也 何事にても両品の事綴と見といひ合せてするやうにしてならぬ事にまちあひたるを云也

一 花の色ともおのともと云ハ我身の事也 江戸の俗にうぬと云ハおのと云詞のあやまりて うぬれと云も同

ちそうの事

一　ふるまひと云ハ振舞とも挙動とも書也人の身の
ふるまひを云也饗応に客人などに食物を食はせる
をふるまひと云ハあやまり也それハちそうとも
あるじもうけとも云又もうけとも云饗応の二字也
但饗応をちそうと云ハ馳走と書と云說ハ馳
走の二字をもちそうとよみて亭主かけまハりて走り
てなすのをもてなしをする故ちそうと云說古書
にハ饗応をふるまひといふもなし饗膳応の一字
あるじとバかりもよむ也源氏物語にもみえたり
一　候ものと云も侍ものと云ふ同じ貴人の御前に居る
者と云又何くの役に候ものと云も其役を奉人
の為に勤るを云也
一　人に物を進ずるをまいらするとハ何事ぞまいらすと云
略語なり
一　すゞしかる又かくすゞかるなどゝ云は歴々の掟語也
一　はざりまはしてしまはすなどゝ云はすはす八中の略語也
壬生忠見の家集に詞書にある人のひさしく（直垂）れもえさせ（待）
せんとありける（有）うら（裏）をかへしにつかはしける（失）に云く
はまにもかゝせたるを薩摩國の人ハござりかと
いふしまうすなどゝ云也

一あまがへると云ハ又とゐ事もへと云事也系と云なるに非ず
一びんなしと云ハ無便と書て便宜なき事を云也
一こゝめしハ我事也こゝぜハ我也のことこれも人の身をさし
て云詞也又こゝごれと云こゝぜの類語也
一もん角なと云ハさぶらふと云に同し侍(ハベル)候(サブラウ)
一軈(ワウ)弱(ジャク)と云ハ和田記に見る軈弱の字本字ハ尪弱
也チイサシともヤマヒヘトともよむ字也弱ハヨハシと
よむ字也病人などのぬくよハきを云也軈弱の官
人又軈弱の訴訟人なといへハ皆ちひ人威勢な
くよハきと云事也 つれ／＼草末鑑にもみえたり

一しつらいと云ハ失礼の二字也無礼の事也又無礼の事
をしつらひと云ハ失例の二字也不例と云も同し
事也又座敷のしつらひなどをしつらひと云ハしつ
らひの略語也 三好亭清成記に清成失礼なりと云ハしつらひなりと失礼の字を用たるハ誤也
公家までハ清廉のしつらひなる事を清廉の装束と云
一愚(オロカ)なる人を馬(バ)鹿(カ)者(モノ)といふ事近年のはやり詞にハ
非ず旧き詞也太平記の巻十六に 本間孫四郎遠矢の事 云にみゆる
馬鹿者のまねそうゐたると云し
一ゆめゆめ他言すべからずなど云事何ゆめゆめとハいえ
ゆめゆめと云事也夢ハうつゝゆめなる物也ゆめゆめと

詞に努力(トリヨク)の二字を用ゐ努とハ力をつよく張ていふ也
むすべる(まきむすぶと云)此字心にてハ力を入て心をむすぼれさするを努
力の二字をつとめてとも云是又心を用てたることなるべき
和歌などにハゆめと斗もよむべし

一つらつらと云詞ハ熟の字を書き倩の字を用るハ誤也
未熟になく念を入るをつらつらといふべし

一尾籠(オコ)と云字を音にてビロウとよむ也是も元
かくし字の訓にておこといふことなるべしおこのまちおこ
の者などいふおこ之本字ハ嗚呼とも烏呼とも
書之先学菴が筆記に曰蜀人見ル人物之可キ驚ク者
則曰嗚呼字彙ニ烏見ハ異ヲ則噪故以為ニ烏呼ト歎ニ所
異也云々又壒嚢抄応神天皇の御装束の裾と云物を
尾のやうに引きはへしを戸の間にさしこめし時尾籠と
勅ありしより起れる事と云ハ用ゐがたし日本紀にも
見えざる事也応神天皇の御時裾ハなかるべし

一昔の俗語に物の指撥の事を支證と云古書に見え
たり支ハささへ證ハあかすとよむ字也人の諍論ある時證據を
出して相手の人の詞をさへつむるより出たる詞也古書に人の詞を
さへつむる事をも支證と云ふ
ある詞の借用なり

一屁をひると云事を古代ハ放すといひし也古今著聞

集宇治拾遺物語などの類古き物語にあらはしたりと
いふ事見えたり字世女の詞におならをすることを云ハ是
なり又源順が和名抄に放屁和名倍比流(ヘヒル)と訓り
是本の詞なり

一陰茎(インキヤウ)をまらと云ハ近世の俗語にハあらず古代よりの
名なり古今著聞集古事談宇治拾遺物語抔の古き
書にまらとあり源順が和名抄茎垂類の部に玉茎(ギヨクキヤウ)
の二字を出して和名をバ出さず牛馬部の条に陰核の
二字を出して俗に云麻良(マラ)佐屋(サヤ)とあり然れバ順の時代に
まらと云し也又今の世ハまらの事をへのこと云ハ此
和名抄にハ陰嚢(ノこち)の二字を俗に布久利(フクリ)と記し陰核の
二字をバ俗に云篇乃古(ヘノコ)と記したり陰核ハ上の世に云
きんたまの中のふぐりとそのふぐりを古ハへのこと
いひし然れバ今らの事をへのことは云ハ称遠(トナヘ)しこれ
らの名目も古実ありて何事も古今遠の事あり源
順ハ村上天皇の御代天暦年中の人也古事談巻の二
保延五年四月廿五日君中馬部走り還テ引落軗頼冠
幟不残一物剥取其装束又車等同取之追放軗
頼拘其摩良走入小屋ナどとあり又古今著聞集に元
に取當たる摩良もはづれなれバなどと又云一生不犯の

尼陀絵の時人念仏を勧けれども念仏せずして蒙
良かうるしと唱ながら死たるよしなり

一 人の安否を問ふ詞に貴人には御機嫌能といひ上輩
には御勇健といひ同輩には御堅勝といひ等輩には無
為堅固といひ下輩には息災といひて上中下の次
第をわかる事古代には有て無し今の世の風俗にて
出来たるよしなり何者の絵で定りたる事にや不審

一 入眼(ニウガン)と云は古書に有り物事の成就したる事を入
眼と云なり是は画工が絵を書て人の出来る詞に人形鳥
獣等を画かく時に眼の中に瞳を点ぜずして彩色
ことごとく絵て後に眼中に瞳子を入るゝ也又木偶(テク)人などを
も其形を作り彩色絵て瞳子を入るゝ仏像に瞳子
を入るゝ開眼と云是又入眼也これらのことに准じて
物事の成就したる事を入眼と云也

一 濫吹(ランスイ)と云はみだりに偽をいふ事也古事なり 書言故事下学 にもみえたり

一 香(カウ)を嗅(カ)ぐ事を香を聞くと云是花の香にはあれ
かぐといふも残りき詞にはかくし源氏物語梅が枝の
薫合せの条(たきもの) 云ふことはいづくまでもちりてむろ香
くゆれ人々のひとに合せ給ひつるそのさあさくえかき
あはせ給へるにけうあることをおもしろくかく香をかぐと

一 いひされバとて笑種につくだ

たまへと云詞に二ッの心あり一ッハ御衣をたまハ御酒(キ)をたまハなどゝ云ハ賜ノ字又給ノ字也二ッにハ貴人の事をいはんとてたまハ出したまハなどゝ云ハ御ノ字也三ッにハ我思ふ事を思ひたまへられて思ひたまへなどゝ云事是ハ奉ノ字也然ニ日本紀に人をうやまひあがむる時にいふ詞也 物をたまはるをたまはると云ひたまはりと云事をさまたびて又云ふともいふ事侍り皆賜の字五音の相通にて然のごとくいふなり

古き書に思ひきこえ給ふめづりきこえ給ふ心をよせ申元給ふなどきこえ給ふなどゝいふ詞あり是ハ人に對する事をいふ詞也きこえの詞を除ても同じ心なきこえの詞を並に見て不對してはいたれども然るにあてと云也 源氏物語其外古き草子物語におほくある詞也

一 古書に喜樂(イラク)せむと云詞あり喜樂といは我身をもて我が身をたのしみ自満して喜に楽しむ事をいふ也

一 機嫌(キゲン)と云事今に云御機嫌能なと云も此字ハ佛書より出たる也中阿含経に云 預知機嫌云々 又法華経方便品因縁釈云 感應云機嫌云々